

平成24年第1回宇治田原町議会定例会

目 次

○第1日（平成24年3月8日）

議事日程（第1号）	1
日程第1 会議録署名議員の指名	5
日程第2 会期の決定	5
日程第3 諸報告	5
日程第4 議案第8号 宇治田原町印鑑条例等の一部を改正する条例を制定するについて	15
日程第5 議案第9号 宇治田原町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例を制定するについて	15
日程第6 議案第12号 宇治田原町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例を制定するについて	15
日程第7 議案第13号 宇治田原町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	15
日程第8 議案第14号 宇治田原町中央公民館運営審議会設置条例の一部を改正する条例を制定するについて	15
日程第9 議案第15号 宇治田原町社会体育施設運営委員会設置条例等の一部を改正する条例を制定するについて	15
日程第10 議案第17号 宇治田原町快適・安全な環境づくり条例の一部を改正する条例を制定するについて	15
日程第11 議案第18号 宇治田原町土採取事業の規制に関する条例等の一部を改正する条例を制定するについて	15
日程第12 議案第19号 宇治田原町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	15
日程第13 議案第20号 宇治田原町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	15
日程第14 議案第21号 宇治田原町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	15
日程第15 議案第22号 公の施設の区域外利用に係る協議について	15

日程第16	議案第23号	指定管理者の指定について（宇治田原町老人福祉センターやすらぎ荘）……………	15
日程第17	議案第24号	指定管理者の指定について（宇治田原町林業センター）…	15
日程第18	議案第25号	指定管理者の指定について（森林総合利用施設（末山及びくつわ池自然公園））……………	15
日程第19	議案第26号	指定管理者の指定について（宇治田原町商工センター）…	15
日程第20	議案第27号	指定管理者の指定について（銘城台自然公園）……………	15
日程第21	議案第28号	指定管理者の指定について（銘城台児童公園）……………	15
日程第22	議案第29号	指定管理者の指定について（緑苑坂てんじんやま公園）…	15
日程第23	議案第30号	指定管理者の指定について（緑苑坂にし公園）……………	15
日程第24	議案第31号	指定管理者の指定について（緑苑坂なか公園）……………	15
日程第25	議案第1号	平成24年度宇治田原町一般会計予算……………	19
日程第26	議案第2号	平成24年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算……………	19
日程第27	議案第3号	平成24年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計予算…	19
日程第28	議案第4号	平成24年度宇治田原町介護保険特別会計予算……………	19
日程第29	議案第5号	平成24年度宇治田原町奥山田地区簡易水道事業特別会計予算……………	19
日程第30	議案第6号	平成24年度宇治田原町公共下水道事業特別会計予算…	19
日程第31	議案第7号	平成24年度宇治田原町水道事業会計予算……………	19
日程第32	議案第10号	宇治田原町税条例の一部を改正する条例を制定するについて……………	19
日程第33	議案第11号	宇治田原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定するについて……………	19
日程第34	議案第16号	宇治田原町介護保険条例の一部を改正する条例を制定するについて……………	19
日程第35	予算特別委員会の設置について……………		30

平成24年第1回宇治田原町議会定例会

議事日程(第1号)

平成24年3月8日

午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 議案第8号 宇治田原町印鑑条例等の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第5 議案第9号 宇治田原町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第6 議案第12号 宇治田原町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第7 議案第13号 宇治田原町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第8 議案第14号 宇治田原町中央公民館運営審議会設置条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第9 議案第15号 宇治田原町社会体育施設運営委員会設置条例等の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第10 議案第17号 宇治田原町快適・安全な環境づくり条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第11 議案第18号 宇治田原町土採取事業の規制に関する条例等の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第12 議案第19号 宇治田原町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第13 議案第20号 宇治田原町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第14 議案第21号 宇治田原町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第15 議案第22号 公の施設の区域外利用に係る協議について

- 日程第16 議案第23号 指定管理者の指定について（宇治田原町老人福祉センターやすらぎ荘）
- 日程第17 議案第24号 指定管理者の指定について（宇治田原町林業センター）
- 日程第18 議案第25号 指定管理者の指定について（森林総合利用施設（末山及びくつわ池自然公園））
- 日程第19 議案第26号 指定管理者の指定について（宇治田原町商工センター）
- 日程第20 議案第27号 指定管理者の指定について（銘城台自然公園）
- 日程第21 議案第28号 指定管理者の指定について（銘城台児童公園）
- 日程第22 議案第29号 指定管理者の指定について（緑苑坂てんじんやま公園）
- 日程第23 議案第30号 指定管理者の指定について（緑苑坂にし公園）
- 日程第24 議案第31号 指定管理者の指定について（緑苑坂なか公園）
- 日程第25 議案第1号 平成24年度宇治田原町一般会計予算
- 日程第26 議案第2号 平成24年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
- 日程第27 議案第3号 平成24年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第28 議案第4号 平成24年度宇治田原町介護保険特別会計予算
- 日程第29 議案第5号 平成24年度宇治田原町奥山田地区簡易水道事業特別会計予算
- 日程第30 議案第6号 平成24年度宇治田原町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第31 議案第7号 平成24年度宇治田原町水道事業会計予算
- 日程第32 議案第10号 宇治田原町税条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第33 議案第11号 宇治田原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第34 議案第16号 宇治田原町介護保険条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第35 予算特別委員会の設置について

1. 出席議員

議長	12番	西谷信夫	議員
副議長	1番	青山美義	議員

2番	原 田 周 一	議員
3番	今 西 久美子	議員
4番	安 本 修	議員
5番	上 林 昌 三	議員
6番	田 中 修	議員
7番	弦 川 孝 治	議員
8番	森 田 木 一	議員
9番	森 山 高 広	議員
10番	垣 内 秋 弘	議員
11番	下 岡 周 之	議員

1. 欠 席 議 員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町 長	奥 田 光 治 君
副 町 長	坊 嘉 宏 君
教 育 長	西 出 維 久 雄 君
総 務 課 長	大 江 輝 博 君
企 画 ・ 財 政 課 長 (理 事)	野 間 雅 彦 君
企 画 ・ 財 政 課 企 画 政 策 担 当 課 長	馬 場 浩 君
会 計 管 理 者 兼 税 務 ・ 会 計 課 長 (理 事)	田 和 武 君
戸 籍 ・ 保 険 課 長	中 辻 正 君
福 祉 課 長	谷 口 眞 有 美 君
健 康 長 寿 課 長	谷 村 富 啓 君
建 設 ・ 環 境 課 長	光 嶋 隆 君
産 業 振 興 課 長	木 元 保 男 君
上 下 水 道 課 長	野 田 泰 生 君

教 育 次 長 久 野 村 観 光 君
教 育 課 長 上 野 照 雄 君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長 山 下 康 之 君
庶 務 係 長 廣 島 照 美 君

開 会 午前10時00分

○議長（西谷信夫） 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから、平成24年第1回宇治田原町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（西谷信夫） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、2番、原田周一君と9番、森山高広君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（西谷信夫） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日から3月30日までの23日間にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西谷信夫） 異議なしと認めます。よって会期は本日から3月30日までの23日間と決しました。

会期中の予定につきましては、お手元に配付の定例会日程表のとおりであります。

◎諸報告

○議長（西谷信夫） 日程第3、諸報告を行います。

会議規則第121条の規定により行われました議員派遣につきましては、お手元に配付したとおりでございます。

次に、議長において受理いたしました要望書は、配付のとおりでございます。各議員におかれましては、十分に御高覧いただきますようお願いいたします。

次に、議会事務局長より報告させます。議会事務局長。

○議会事務局長（山下康之） おはようございます。

このたびめでたく表彰を受けられました議員の御報告を申し上げます。

去る2月22日に開催されました第62回京都府町村議会議長会定期総会において、京都府町村議会議長会長から西谷議長、青山副議長、今西議員、弦川議員、森田議員が

議員として11年以上在職され、多年地方自治に尽くされた功績をたたえられ、表彰をお受けになりました。

以上、心からお喜びを申し上げまして御報告といたします。

○議長（西谷信夫） これで報告を終わります。

ここで町長より発言を求められておりますので、これを許します。町長。

○町長（奥田光治） 皆さんおはようございます。

3月議会定例会の開会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

ことのほか厳しかった寒さがようやく和らぎ、春の息吹を感じるようになってまいりました。

議員各位におかれましては、御健勝にて御活躍のこととお喜びを申し上げますとともに、平素から宇治田原町政の推進に何かと御理解と御尽力をいただいておりますことに心から厚くお礼申し上げます。

本日は平成24年第1回宇治田原町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆さま方には公私ともお忙しい中、御参集をいただきまして、ここに開会できますことに厚くお礼申し上げます。

先ほど議会事務局長より報告がございましたが、このたび多年にわたり地方自治の振興発展に寄与された御功績により、西谷信夫議長、青山美義副議長、今西久美子議員、弦川孝治議員、森田木一議員におかれましては、京都府町村議会議長会表彰を受賞されましたことに心よりお喜びを申し上げますとともに、今日まで積み重ねてこられました御功績に対しまして、心から感謝と敬意を表します。

今後とも地方自治の発展、ひいてはふるさと宇治田原町の発展のため、一層の御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、ここで平成24年第1回宇治田原町議会の開会にあたりまして、平成24年度において宇治田原町政の推進に臨みます所信の一端を述べさせていただき、皆さま方の御理解と御協力を賜りたいと存じますので、よろしくようお願い申し上げます。

私は、21世紀の幕開けの2001年に宇治田原町長に就任させていただき、早いもので12年目を迎えました。

この間、「自らのまちは自らの手でまちづくりを」という自覚と責任のもと、なによりも「心」を大切に、みんなで知恵を出し合い、心と力を合わせて「宇治田原町に住んでよかったなあ」と言えるまちづくりの実現をめざしてまいったところではありますが、今日まで大過なく町政を進めてこられましたのも、議員各位をはじめ、住民の皆さま方

から賜りました温かい御理解と御協力、そして町職員の努力の積み重ねと、深く感謝を申し上げる次第であります。

今日、本町を取り巻く状況は、さまざまな面で困難さが増してきておりますが、私の基本姿勢であります、『やさしさと行動力で、山田京都府政と連携し、夢と希望をもって安心・安全な宇治田原の実現をめざすこと』、『生活者の目線と住民対話で町政を推進し、みんなで支え合い協働してまちづくりを進めること』、『地方分権を推進し、行財政改革・意識改革・組織改革を進め、自主・自立が可能なまちづくりをめざすこと』という基本姿勢に立ちまして、3期目の任期最後の年となります平成24年度を私の公約についてしっかりと分析・総括する中で、今一度初心にかえって宇治田原町政の進展のため、一生懸命に努めてまいり決意でございます。どうか皆さま方の一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、昨年発生した東日本大震災からまもなく1年が経とうとしています。改めて、犠牲となられました方々に衷心より哀悼の誠を捧げますとともに、被害を受けられた皆さまに深くお見舞いを申し上げます。

今回の震災による死者・行方不明者は約2万名にものぼり、地震とその後が発生した津波により、東京電力福島第一原子力発電所では放射性物質の漏えいを伴う重大な原子力事故が発生し、多くの人々が未だ故郷に戻れず、避難生活を余儀なくされています。

この2月には、国において復興庁も組織されましたが、復興までの道のりは決して平坦なものではなく、むしろ高く険しいものとなるでしょう。

しかし、私たちは、これまでとってきた支援の気持ちを切らすことなく、復興に向けた取組を通して、東北が、そして日本全体が絆を深め、ともに手を携えて険しい道を踏み越えていった先には必ず明るい未来が開かれるはずであり、必ずやこの国難を乗り越え、日本再生に繋がっていくと確信しているところです。

一方、昨年は自然災害にとどまらず、経済の分野でも激震が走りました。ギリシャに端を発した欧州の金融不安は未だ収束にいたらず、加えて記録的な円高による輸出企業の大幅な業績悪化など、今後産業の空洞化や雇用情勢の悪化が懸念される経済状況下にあります。

また、人口減少社会の到来、少子高齢化の一層の進展など、これまで経験したことのない社会への転換という流れの中で、消費税率の引き上げを含む社会保障と税の一体改革の議論が進められていますが、福祉分野における医療・介護・年金制度について国の方向性が具体的に示されない現状で、多くの国民が生活の先行きに不安感を募らせてい

ます。

このような状況の中、本町では、これまで4次にわたる行政改革大綱に基づき、行財政改革の取組を着実に推進してまいり、さらに平成19年度から簡素で効率的な組織運営や人件費・経常経費の見直し等の財政改革に全職員一丸となって集中的に取り組み、その結果、平成22年度には実質単年度収支を9年ぶりに黒字に転換させ、財政調整基金を積み立てることができました。

平成24年度の予算編成に当たりましては、このようにして取り組んでまいりました財政改革により生み出した財源を住民福祉の向上に重点的に配分させていただきました。

しかしながら、今日、内外の不安材料が山積する中で、今後の本町の歳入・財源確保の見通しは非常に厳しい状況であり、かつ社会保障関係など義務的経費は増大する一途であり、本町のように小規模な自治体ほどこれまで以上に厳しい行財政運営を余儀なくされるものと思われまます。

これまでは、拡大する多様な住民要望に対して行政が行う施策は肥大化する傾向にありましたが、長く続く景気の低迷と人口減少社会の中では、これまで私たちがとってきた行動や施策を点検・評価し、税金の使い方を見直していく必要があります。

一方で、そうした中であっても、基礎自治体である我々市町村は、住民生活にもっとも近い公共の立場として知恵を絞り、地域住民の福祉の向上のため、迅速で有効な取組を行っていかねなければならない大きな責務を担っています。

このため、今、町として必要な施策は何か、すぐに対応が必要なものはすぐに取組をはじめること、従来行ってきた施策については洗い直しを行い、本町の実態に即した「選択と集中」へと考え方を転換していくことが必要であります。

このような認識に立ち、かねてより申し上げておりますとおり、「住民との協働のまちづくり」、「住民目線・生活者の視点を重視した施策・次代を切り拓く施策の展開」、「自主・自立の財政基盤の確立」を基本に町政を推進してまいりたいと考えています。

「住民との協働のまちづくり」については、本町には明治時代から根づく歴史と伝統に培われた地域力、自治力があり、そして今現在もさまざまな分野で住民の皆さまにより自主的に行われている数多くの実践的なまちづくり活動という大きな財産、すなわち宇治田原力があります。

そのような中、昨年9月には、これらさまざまな主体との協働を進める母体となる宇治田原町ともに創るまちづくり推進協議会が設立されたところであり、地域の力宇治田原力を結集し、自助・共助・公助を有機的に組み合わせることにより、地域課題の解決

や多様な行政需要に対応できる協働のまちづくりを推進してまいります。

「住民目線・生活者の視点を重視した施策・次代を切り拓く施策の展開」については、大規模地震や台風・ゲリラ豪雨等に備える防災対策の充実など安心・安全なまちづくりの推進、厳しい雇用情勢を克服し、地域の産業・活力を維持し、伸ばす経済・雇用対策や健康長寿対策など、住民目線で課題をとらえるとともに、次代を担う子どもたちの育成、企業誘致やインフラ整備など、まちの活力を生み出す施策に積極的に取り組んでまいります。

そして、「自主・自立の財政基盤の確立」については、三位一体の改革により地方交付税の縮減、経済不況による町税収入の大幅な落ち込み等により、平成16年度から財政調整基金の取り崩しにより財源不足を補う状況が続いていましたが、平成19年度からの財政改革の結果、平成22年度において財政収支の均衡を図ることが出来ました。

しかし、これは赤字体質からの脱却への第一歩であり、今後の財政収支の見直しを踏まえて、引き続き施策の選択と集中を図るために、平成24年度から3カ年計画をもって行財政改革を推進し、自主・自立の財政基盤の確立に努めてまいらなければならないと考えています。

このような基本的な考え方に立ち、各種施策を積極的に実施することによって、第4次まちづくり総合計画に掲げる「心をつなぎ ともに創る 茶文化のまち」の実現を目指して全力を傾注してまいり所存であります。

平成24年度の予算編成にあたっては、町税の減収等厳しい歳入環境の下、人件費の削減や不要不急事業、内部管理経費の削減に取り組むとともに、特定目的基金や起債を有効活用するなど、さまざまな財源捻出の工夫を行うことにより、6つの重点プロジェクトに積極的に予算を配分いたしました。

それでは、平成24年度の主要な施策につきまして、当初予算案の重点施策に掲げる6つの重点プロジェクトに沿って申し上げます。

まず、安心・安全プロジェクトであります。

「住んでよかったなあ」と実感できるまちづくりは安心・安全な生活の上に成り立つものであることから、地震・津波・原子力災害が重なる複合災害・広域被害であった東日本大震災での被害を教訓として、国や京都府の防災計画の改定に合わせて本町の地域防災計画につきまして見直しを行ってまいります。

また、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚と連帯感に基づき、災害時における自助・共助の考え方を実践していただいている自主防災組織については、引き続

き活動を支援してまいりますとともに、大規模災害が発生した際には、行政機関などの公助の対応にも限界があることから、各地区の自主防災組織における防災知識をもった防災士の資格取得を支援してまいりたいと考えています。

安心・安全の重要な担い手であります消防団活動については、引き続き消防団車両等更新計画に基づき、多機能型消防車両や多機能型資機材の整備を計画的に進めるとともに、消防団支援隊の組織化と活動を支援してまいります。

また、住民体育館などの広域避難場所に備蓄倉庫を整備し、生活物資の備蓄や防災資機材の拡充整備を行い、災害時における避難所の機能の充実を図ってまいります。

なお、災害時に災害対策本部となる役場本庁舎については、耐震診断の判定に基づき耐震改修するとともに、バリアフリー化や施設の長寿命化等を図るための改修を実施してまいります。

また、昭和28年の南山城大水害を教訓として、ため池は大雨や地震等により、ひと度、堤体が決壊した場合には、下流域に洪水を発生させ、生命や財産に大きな被害をもたらすことから、これまでの点検に加え、より綿密なため池診断を実施し、危険ため池の把握と計画的な改修を進めてまいりたいと考えています。

地域防犯については、これまでより地域ボランティアによる自主的な子どもの見守りパトロールや青少年健全育成などの活動をしていただいておりますが、引き続き本町の地域力を活かした地域防犯推進ネットワーク協議会を中心に、さらなる防犯意識の高揚に努め、子どもからお年寄りまで安心・安全に暮らすことのできる社会の実現を目指してまいります。

また、町内の交通安全対策についても、住民生活の安心・安全の確保を図るために、事業者や地域住民、関係機関等による検討会議により、交通安全対策のあり方を引き続き研究し対応を図ってまいります。

なお、町道郷之口岩山線において、既存のオーバーハング標識を活用して通行車両の速度抑制と注意喚起を図ってまいりたいと考えております。

次に、産業・観光活性化プロジェクトであります。

長引く経済不況に加え、震災や円高の影響を受けて、混迷の度合いを増している経済状況の下、閉塞感を打破し、活力を生み出して行くためには、まず町内の商店、中小企業の皆さんに元気になっていただかなくてはなりません。

そこで、厳しい経営を余儀なくされている小規模事業者の経営改善や中小企業の販路開拓などを支援するために、緊急的に新たな助成制度を設け、町内商工業者の活性化を

図ってまいります。

経済不況により離職を余儀なくされた方に対する雇用対策については、京都府制度に加えまして、引き続き合同就職説明会の開催や本町独自に臨時職員を雇用し、就業の機会を創出してまいります。

また、中小企業に対する信用保証料・融資利子に係る補給金支援や町内事業者が町内在住者を正規職員として雇用する場合の支援についても引き続き実施し、旺盛な企業活動や雇用創出を促進してまいりたいと考えています。

国の環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）の参加を巡り、農林業を取り巻く環境は依然厳しく、かつ不透明ではありますが、農林業者の経営改善及び共同化等を推進し、農林業の生産性の向上や近代化を促進するとともに、本年度、新規の茶園造成に対する助成制度を創設し、日本緑茶発祥の地として「宇治茶」ブランドの基盤となる優良茶園の整備を促進してまいります。

有害鳥獣対策については、狩猟免許取得などへの支援、住民対象の研修会の開催などに加え、野猿対策のための地域協議会による大型捕獲檻の設置などにより、総合的かつ効果的な対策を図ってまいります。

また、日本緑茶発祥の地としてのブランドや歴史、文化、観光、特産品など、あらゆる宇治田原町の魅力を広く内外に発信していくにあたり、そのシンボリックな存在として、町のマスコットキャラクター「茶ッピー」の活用方を検討してまいります。

さらに、農産物の加工・販売の連携強化や、地域資源を活用した新たな産業の創出、町特産物と観光の連携など、第６次産業の創出も視野に入れた観光振興方策についても検討を進めてまいりたいと考えています。

道路整備につきましては、国道３０７号奥山田バイパス建設、府道宇治田原大石東線の拡幅改良及び都市計画道路宇治田原山手線の全線事業化等を促進してまいりますほか、住民生活の利便性、安全性、快適性を確保するために、郷之口湯屋谷線、奥山田８の１４号線などの町道の整備も進めてまいります。

なお、新名神高速道路の建設につきましては、本町の将来を大きく左右するものであり、沿線市町・府県や民間促進団体とも連携し、建設促進に向けた国への働きかけを強く推し進めてまいりたいと考えております。

次に、第４次まちづくり総合計画において「新都市創造ゾーン」と位置づけています新市街地の土地利用については、雇用の創出と産業経済の活性化を図る観点からも、本町の最重要課題と位置づけているところでありますが、土地所有者とともに、新たな企

業誘致に向けた活動を積極的に展開し、次代に花を咲かせるまちづくりを押し進めてまいります。

次に、健康長寿日本一プロジェクトであります。

近年、生活水準の向上や医学の進歩により長寿化が進んでいますが、健康でいきいきとした生活を送ることができてこそ初めて長寿を喜ぶことができるものであります。

本町では、健康増進の体系的かつ具体的な対策を進める指針となる「健やかうじたわら21プラン」に基づき、実践型の生活習慣改善対策の実施や健康増進に関する各種教室を実施しているところでありますが、本年度より生活習慣病等のリスクの高い人を保健師が訪問し、保健指導を行う健康サポート訪問事業を開始しますとともに、健康づくり応援・買い物ポイント事業をUPカード会と連携して取り組み、住民の各種健康増進事業・教室への積極的な参加を促進してまいります。

また、健康は乳幼児から高齢者まで生涯を通じて全ての年代において重要なテーマであり、それぞれの年代に応じた対策が必要であります。「健やかうじたわら21プラン」では、ライフステージ別に、各人が取り組まなければならない健康づくりへの方向性も定めていますが、こうした取組を各家庭でも進めていただくため、健康づくり関連情報を盛り込んだわが家の健康手帳を作成・配布し、更なる健康づくりの推進を図ってまいります。

平成23年度補正予算で措置いたしました乳幼児のインフルエンザワクチン及び高齢者の肺炎球菌ワクチンの接種費用については引き続き支援を行いますとともに、本年度から夏場における高齢者の熱中症予防についてもその対策を図ってまいります。

また、食育ネットワーク会議を中心とした、食による健康づくりを体系的に推進するほか、一人暮らしの高齢者などを対象とした福祉サービスにつきましては、引き続き、自立と生活の質の確保を図りますとともに、介護保険サービスにつきましては、要支援・要介護の進行を抑えるために、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな介護予防対策に努め、在宅しながら地域で自立した生活が送れるよう支援してまいりたいと考えています。

次に、地域福祉対策プロジェクトであります。

まず、子どもの医療費につきましては、出生から義務教育修了までの間を原則無料化とし、引き続き健やかに子どもを生み育てる環境づくりを推進してまいりますほか、子育ては、家族、特に父親のサポートが必要不可欠であるとの考えから、従来の「母子手帳」に加え「父子手帳」を新たに交付し、父親の子育てへの意識と子育て力を高めると

ともに、先輩保護者との意見交換の場、悩み相談の場を設けることで、これから迎える子育ての不安感などの軽減を図るなど、子育て家庭を総合的に支援してまいります。

また、妊婦や乳幼児の自家用車での移動の安全性の向上を図るため、町独自で妊婦、乳幼児乗車表示ステッカーを作成・配布し、まち全体で出産から子育てまでを見守っていくという意識を醸成してまいります。

一方、高齢者の元気で自主的な活動を応援するために、高齢者と保育園児や小学生との世代間交流を通じた生きがいがづくりや健康保持への取組等を支援するとともに、本年度から、活動の拠点となる総合文化センターや体育施設の入場料・使用料を無料化し、高齢者の学びや健康増進などの活動を一層支援してまいりたいと考えています。

障がいのある人々が住みなれた地域社会で自立した生活と自己実現を図ることは大きな願いであります。このため、居宅介護や通所などの障がい福祉サービスはもとより、コミュニケーション支援や移動支援などの地域生活支援事業の充実により、障がい者の自立を支援していくとともに、引き続き、障がい者ケアホームの運営支援や、障がい者の仕事起こしに向けた支援を行い、障がい者の生きがいと生活の向上・充実を推進してまいります。

また、町内公共施設の駐車場のバリアフリー化を通じて、駐車場の適正な利用を働きかけるとともに、福祉バスにおいては、運行ルートを拡充し、町内における公共交通空白地域の解消を図ってまいります。

次に、環境対策プロジェクトであります。

私たちは、先人が自然と共生することを大切に育み残してくれたこの美しい緑に囲まれた宇治田原町の豊かな自然環境をみんなで守り、次代へと伝えていかなければなりません。そこで本年度、町内の環境や景観、水源などを守るための指針・ルールとなる条例の制定を目指して皆で考えてまいりたいと考えています。

地球規模で進んでいます温暖化防止のためには、その原因となる二酸化炭素などの温室効果ガス排出の削減が必要となっており、引き続き住宅用太陽光発電システムの設置に対して支援してまいりますとともに、本年度から町内の街路灯や各公共施設の照明をLED照明へ転換し、消費電力やCO₂の削減を図ってまいります。

また、地球温暖化の防止及び環境への負荷が少ない再生可能エネルギーの普及促進を図るため、薪ストーブや木質ペレットストーブを活用した地球にやさしいまちづくりを推進してまいりますとともに、再生可能エネルギーとして、注目されております小水力発電についてモデル的に町内の小河川水を利用した発電設備を設置し、24時間発電可

能な独立電源として活用を図ってまいります。

次に、教育環境充実プロジェクトであります。

本町においては、小学校の児童のほとんどが維孝館中学校へ進学する状況から、実質的に小中連携・一貫教育を可能とする土壌があります。これまで各小中学校の校長や教頭などからなる推進委員会によりその効果、課題等の整理を図ってきたところですが、本年度から専任の学校教育指導主事を配置するとともに、学識経験者等による検討委員会を設置し、小中連携・一貫教育を更に推進してまいります。

また、学力向上のための指導計画・授業の改善については、各種学力診断テストの実施結果を分析し、現状の課題を見出し、指導計画の改善に努めるとともに、テスト結果からわかる児童・生徒一人ひとりの習熟度に合わせたきめ細かい指導を実施し、児童生徒全員の学力の充実・向上を目指してまいります。

児童期における読書は、広い知識と豊かな感性が育まれる大変重要なものであることから、学校図書蔵書の充実を図るとともに、児童・生徒一人ひとりが読書に親しみやすい環境整備のために、これまでの小学校図書室に加え、中学校図書室にも図書館司書を配置してまいります。

また、児童や幼児の遊び場として、さらには幅広い年齢層がふれあうコミュニケーションの場として利用していただいている住民グラウンド公園について、子どもがより安全に利用しやすいよう、芝生の植栽や隣接するテニスコートへの出入口の安全確保のための再整備を行ってまいります。

また、伝統文化の保全・再生は、郷土への誇りと愛着を育むことにつながりますことから、引き続き茶史等編纂事業に取り組みますとともに、昭和初期に創作された「宇治田原郷茶音頭」の保全・継承に取り組んでまいりたいと考えています。

以上、これら6つの重点プロジェクトに加えまして、町政推進の羅針盤となります第4次まちづくり総合計画に基づき、さまざまな分野で施策を積極的に実施してまいりたいと考えています。

最後に、まちづくり施策を展開する上での基本的な考え方について申し上げます。

冒頭にも申し上げましたが、本町の大きな財産、住民の皆さまの地域力と数多くのまちづくり活動である宇治田原力を活かし、自助・共助・公助をうまく噛み合わせた協働のまちづくりを進めていく必要があります。そのために、昨年4月に制定・施行したとともに創るまちづくり推進条例の行動計画、ともに創るまちづくり推進計画に基づき、ともに創るまちづくり推進協議会を推進母体として協働のまちづくりの輪を拡げてまいり

たいと考えております。

また、自主・自立が可能な財政基盤の確立のため、職員の意識改革や事務事業の見直しなど、「選択と集中」による行財政改革を進めることを定めた第4次行政改革大綱及び同実施計画については、平成24年度に計画年度が終了することから、現状について客観的な評価と分析を行いながら、新たな計画を策定し、さらなる行政改革へと繋げてまいります。

さらに、事務事業の改善や役場職員の一段の資質向上に向けて、役場窓口のアンケート調査を常設し、住民の皆さまのお声を速やかに反映していくとともに、京都府立大学との連携協力包括協定に基づく共同研究や連携の推進などにより、政策立案能力、問題解決能力を高め、高度化・多様化する行政ニーズに迅速かつ的確に対応してまいりたいと考えています。

また、厳しい財政状況の中、職員一人ひとりが創意工夫することにより、経費を極力かけずにサービス効果を発揮する事業を提案する中で、平成18年度より実施していますゼロ予算事業につきましては、引き続き職員の気づきの中で、積極的に事務・事業改善提案を行う分野を加えた二本柱として、さらなる取組を進めてまいりたいと考えています。

以上、これらの諸施策は行政の力だけでは決して実現することができないものも多く、議員各位をはじめ住民の皆さま方、本町に関わる全ての方々の御理解と御協力が不可欠となってまいります。

そして、歴史と伝統に培われた宇治田原力と、人と人との絆を強めながら、「住んでよかったなあ」と言えるように一生懸命に努めてまいることが重要であります。

どうか皆さま方におかれましては、みんなで知恵を出し合い、心と力を合わせて「住んでよかったなあ」と言えるふるさと宇治田原町のまちづくりの推進に、一層の御理解と御尽力をいただきますようお願いを申し上げます。

なお、本日御提案させていただきます議案は、平成24年度一般会計当初予算案を初め予算議案7件、条例議案14件、一般議案10件の合わせまして31件でございます。

それぞれの議案につきましては、後ほど提案説明をさせていただきますが、どうかよろしく御審議をいただきまして、御可決を賜りますようお願い申し上げます、開会に当たりましてのごあいさつと所信の一端とさせていただきます。

第17号～議案第31号までの一括上程、説明

○議長（西谷信夫） 日程第4から日程第24、議案第8号、議案第9号及び議案第12号から議案第15号並びに議案第17号から議案第31号までの21議案を一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（奥田光治） それでは、御説明申し上げます。

まず、議案第8号、宇治田原町印鑑条例等の一部を改正する条例を制定するにつきましては、住民基本台帳法の一部を改正する法律が平成21年7月15日に公布され、平成24年7月9日から施行されることに伴い、宇治田原町印鑑条、宇治田原町手数料徴収条例及び宇治田原町敬老祝金支給条例の3条例につきまして、法改正に準じて所要の改正を行うものです。

主な改正内容は、外国人住民の利便の増進、及び市町村等の行政の合理化を目的として、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加えることとするものです。

続きまして、議案第9号、宇治田原町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例を制定するにつきましては、障害者制度改革推進本部における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において、障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律が平成22年12月10日に公布されたことに伴い、地方公務員災害補償法が改正されたため、宇治田原町議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び宇治田原町消防団員等公務災害補償条例の2条例につきまして、法改正に準じて所要の改正を行うとともに、文言整理を行うものです。

主な改正内容は、法律施行に伴う条文整備と「障害」の「害」を漢字からひらがなに文言整理するものです。

続きまして、議案第12号、宇治田原町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、社会教育法第18条の規定に基づく社会教育委員の任期について、京都府及び近隣市町に合わせて「1年」を「2年」に改正するものです。

続きまして、議案第13号、宇治田原町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、各区等が設置をし、管理されている地区公民館については、公の施設として本条例に位置づけてきたところではありますが、地方自治法及び社会教育法等関連法令との整合性を図るために所要の改正を行うものです。

続きまして、議案第14号、宇治田原町中央公民館運営審議会設置条例の一部を改正

する条例を制定するにつきましては、社会教育法第30条の規定に基づく中央公民館運営審議会委員の任期を「1年」から「2年」に改正するものです。

続きまして、議案第15号、宇治田原町社会体育施設運営委員会設置条例等の一部を改正する条例を制定するにつきましては、スポーツ振興法が50年ぶりに全部改正され、新たにスポーツ基本法が成立し、平成23年6月24日に公布され、平成23年8月24日から施行されたことに伴い所要の改正を行うもので、主な改正内容は、「体育指導委員」の名称を「スポーツ推進委員」に変更するものです。

続きまして、議案第17号、宇治田原町快適・安全な環境づくり条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、新たに贅田・立川地区に工業団地が計画され、具体化する段階を迎え、工業団地立地に関する手続を条例に一本化するための整備を行うものです。

改正内容は、これまでインダストリアルパーク立地企業審査要綱及びインダストリアルパーク製造工場等建設計画審査要綱により運用してきた手続を条例の中に位置づけを行い、円滑な企業立地の手続を行おうとするものです。

続きまして、議案第18号、宇治田原町土採取事業の規制に関する条例等の一部を改正する条例を制定するにつきましては、宇治田原町土採取事業の規制に関する条例及び宇治田原町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例の2条例につきまして、宇治田原町快適・安全な環境づくり条例との適用関係を整理するものです。

改正内容は、都市的土地利用を目的とする開発行為については、土採取事業の規制対象行為等が伴う場合であっても、快適・安全な環境づくり条例の中で十分な課題整理及び対策を講じるよう協議を行うことから、適用関係を整理するものです。

続きまして、議案第19号、宇治田原町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、贅田・立川地区に新たに用途地域及び地区計画等を都市計画決定するに伴い、建築物の用途の制限及び建築制限等に関し、条例により担保するものです。

具体的には、地区計画区域内の地区整備計画を定める区域内においては、工場、事務所、研究所と、これに付属する建築物のみを建築可能とするものです。

続きまして、議案第20号、宇治田原町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律及び地域の自主性及び自立性を高める

ための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が平成23年5月2日に公布されたことに伴い、公営住宅法等が一部改正されたため、所要の改正を行うものです。

主な改正内容は、公営住宅法施行令に規定されていた町営住宅に入居することができる者の基準について本条例で規定するものです。

続きまして、議案第21号、宇治田原町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、城南衛生管理組合よりクリーン21長谷山について隣接する本町上水道からの給水依頼があったことに伴い、所要の改正を行うものです。

改正内容は、現在の給水区域に城南衛生管理組合施設のクリーン21長谷山の所在地である城陽市富野長谷山1番270ほかを追加するものです。

続きまして、議案第22号、公の施設の区域外利用に係る協議につきましては、宇治田原町の上水道施設を区域外の城陽市から給水を受けている城南衛生管理組合のクリーン21長谷山で区域外利用するため、地方自治法第244条の3第2項の規定により、城陽市と協議することについて、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものです。

続きまして、議案第23号から第31号までの9議案につきましては、宇治田原町老人福祉センターやすらぎ荘など9施設についての指定期間が平成24年3月31日に満了することに伴い、引き続き、これら9施設について地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者を指定しようとするため、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

これらの施設については、すべて地域に密着した施設であり、これまでから指定管理者である公共的団体により適切に管理運営が行われてきたところであり、今後とも円滑な管理運営が期待できることから、引き続きこれらの団体を指定管理者として指定しようとするものです。

以上、よろしく御審議を賜り、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（西谷信夫） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。ただいま議題となりました本案につきましては、本日は説明にとどめ、質疑は次回といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西谷信夫） 異議なしと認めます。よって、議案第8号、議案第9号及び議案第12号から議案第15号並びに議案第17号から議案第31号までの21議案の質疑は次回とすることに決しました。

ここで暫時休憩をいたします。11時から会議を再開いたします。

休 憩 午前10時46分

再 開 午前11時00分

○議長（西谷信夫） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第1号～議案第7号及び議案第10号、議案第11号並びに議案

第16号の一括上程、説明

○議長（西谷信夫） 日程第25から日程第34まで、議案第1号から議案第7号及び議案第10号、議案第11号並びに議案第16号までの10議案を一括議題といたします。提出者より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（奥田光治） それでは、御説明申し上げます。

まず、議案第1号、平成24年度宇治田原町一般会計予算につきましては、予算総額は、歳入歳出それぞれ37億5,900万円で、対前年比1.3%の増額となっています。

まず、第1表歳入歳出予算ですが、歳入については、平成24年度地方財政計画に見込まれている数値を参考とするとともに、前年度の決算見込額を考慮し、収支の均衡を保ち計上しています。

町税は、平成23年度決算見込額や今後の景気動向等を考慮し、2.7%減の1億8,892万7,000円を計上しています。

地方譲与税は、地方揮発油譲与税及び自動車重量譲与税に合わせたものを平成23年度決算見込額及び地方財政計画をもとに試算し、全体で1.5%減の4,510万円を計上しています。

地方消費税交付金などの各種交付金は、平成23年度決算見込額及び地方財政計画をもとに試算し、合計で5.5%減の1億8,160万円を計上しています。

地方交付税については、国の地方財政計画において交付税総額が0.5%の増で示されていること、また、本町においては、財政需要額は増加する一方で、町税等の自主財源収入は減収見込みであることを考慮の上で推計し、普通交付税は6,000万円増の7億8,000万円を計上しています。また、特別交付税は、全国規模での特殊事情及び前年度の収入見込額等を考慮し、1,000万円増の1億2,000万円を見込み、合計で8.4%増の9億円を計上しています。

分担金及び負担金は、災害復旧事業に係る分担金の増などにより、13.6%増の5,463万7,000円を計上しています。

使用料及び手数料は、診療所、道路、住宅及び教育施設等の使用料や戸籍手数料など、平成23年度決算見込額などを考慮し、1.7%増の4,907万2,000円を計上しています。

国庫支出金は、子どものための手当支給事業負担金の減などにより、14.9%減の2億3,641万5,000円を計上しています。

府支出金は、ほぼ前年度並みの収入を確保できる見込みであり、0.8%増の2億8,874万4,000円を計上しています。

財産収入は、各種基金の運用利子収入の増により、99.1%増の1,099万2,000円を計上しています。

寄附金は、公共施設整備寄附金などで、100万2,000円を計上しています。

繰入金は、地域づくり振興基金繰入金3,300万円、庁舎建設基金繰入金1,230万円など、合計で118.2%増の7,596万4,000円を計上しています。

なお、財政調整基金繰入金は、これまでの財政改革が生み出した成果を、住民福祉の向上等に還元するため、新規・拡充施策の財源対策として、1,000万円を計上しています。

諸収入は、国民文化祭運営助成交付金などの皆減により5.1%減の5,074万7,000円を計上しています。

町債は、地方交付税の代替財源として発行する臨時財政対策債を5.0%減の2億5,090万円を計上する一方、災害復旧事業の増加などにより、通常の建設事業債を35.3%増の1億1,490万円見込むことから、合計で4.8%増の3億6,580万円を計上しています。

なお、町債の発行については、将来の公債費負担の軽減を図るため極力抑制しているところですが、元利償還金のうち30%から100%が後年度において普通交付税で財源措置される有利な地方債の発行に努めており、今後も、健全化判断比率等の動向を見きわめ、適正な財政運営を推進してまいりたいと考えています。

次に歳出ですが、議会費では、議員報酬や議会の活動に要する経費など7,775万6,000円を計上しています。

総務費では、総務管理費、徴税费、戸籍住民基本台帳費、選挙費、統計調査費、監査委員費の6項目で、4億7,154万5,000円を計上しています。

総務管理費では、住民との協働によるまちづくりを推進するため、ともに創るまちづ

くり推進事業をはじめ、奥山田考房・里づくり事業、地域活性化活動への助成事業に要する経費を計上するとともに、人権政策や男女共同参画の推進、国際交流事業や平和推進啓発事業、職員研修やIT化の推進に要する経費などを計上しています。

また、安心・安全なまちづくりの推進を図るため、複合災害や集中豪雨対策の視点を踏まえた「地域防災計画」改定事業に要する経費を新たに計上するとともに、災害対策機能の充実を図るため、避難所における防災資機材や生活物資などの整備・拡充に要する経費や、役場本庁舎の耐震対策及び長寿命化・バリアフリー化のための実施設計に要する経費などを計上しています。

さらに、地域の防災力を高めるため、防災士の資格取得を支援する経費を新たに計上するとともに、災害時要援護者の避難を支援する取り組みや自主防災組織への支援に要する経費などを計上しています。

徴税费では、京都地方税機構負担金、固定資産評価整備事業費などを計上しています。

戸籍住民基本台帳費では、戸籍情報の安全管理の強化や行政サービスの向上を図るため、戸籍電算化導入事業に要する経費を新たに計上するほか、住民基本台帳ネットワークシステムの運営経費などを計上しています。

選挙費では、選挙管理委員会の運営経費をはじめ、町議会議員一般選挙や町長選挙に要する経費を計上しています。

統計調査費では、各種指定統計調査費として、工業統計調査に要する経費などを計上しています。

民生費では、社会福祉費、児童福祉費の2項目で10億9,845万8,000円を計上しています。

社会福祉費では、車いすマーク駐車場を妊産婦や高齢者など歩行に配慮が必要な人にも利用拡大し、公共施設のバリアフリー化を推進する経費を新たに計上するとともに、聴覚障がい者のコミュニケーション支援を充実させるため、手話通訳に加え要約筆記者の派遣を拡充する経費を計上するほか、町内における公共交通空白地域の解消を図るため、福祉バスの運行ルートを拡充する経費を計上しています。

また、子どもに係る医療費を原則無料化する子育て支援医療費支給事業については、町独自に中学校修了まで拡充する経費を引き続き計上するとともに、障がい者ケアホームや小規模通所授産施設への運営支援、障がい者仕事支援事業、福祉タクシー事業、福祉応援金支給事業、くらしの資金貸付事業など、町独自に展開する福祉施策に要する経費を計上しています。

また、高齢者福祉の充実を図るため、高齢者の熱中症対策に要する経費を新たに計上するとともに、配食などの生活支援サービス、交流の場や健康づくりの取り組みに対する助成支援、敬老会の開催や敬老祝い金の支給に要する経費などを計上しています。

そのほか、国民健康保険特別会計や介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計への繰出金をはじめ、障がい者自立支援給付等事業費や老人医療費支給事業費、後期高齢者医療事業費など、制度上必要な経費のほか、老人福祉センターの運営経費などを計上しています。

児童福祉費では、父親の子育て意識を高めるため、「父子手帳」の作成・配布に要する経費を新たに計上するとともに、地域ぐるみの子育て支援を推進するため、ファミリー・サポート事業をはじめ、地域子育て支援センター事業や子育て短期支援事業、家庭支援カウンセリング事業、保育所運営費や子どものための手当支給事業費などに要する経費を計上しています。

衛生費では、保健衛生費、清掃費の2項目で3億5,957万1,000円を計上しています。

保健衛生費では、住民の健康づくりを応援するため、健康教室や検診などの参加者に対して地元商店の買い物ポイントを交付する事業経費や、家族ぐるみの健康づくりを支援する「わが家の健康手帳」の配布・作成に要する経費を新たに計上するとともに、生活習慣病などの疾病リスクの高い人に対して保健師が訪問・指導を行う事業経費を新たに計上しています。

また、スリムで健康事業や健康ウォーキング事業など町独自事業に要する経費をはじめ、母子保健事業や健康増進事業、各種がん検診事業など制度上必要な経費のほか、重大疾病の早期発見・治療を図るため、節目のがん検診推進事業や、脳の疾患早めの発見検診助成事業をはじめ、妊娠健康診査への助成支援や高齢者人間ドック事業などの各種検診事業に要する経費を計上しています。

また、感染症予防対策として、町独自に高齢者肺炎球菌ワクチン及び乳幼児インフルエンザワクチンの接種費用助成事業に要する経費を計上するとともに、子どもを守るワクチン接種事業として、ヒブワクチンや小児用肺炎球菌、子宮頸がん予防ワクチンの接種費用への助成経費を計上するほか、各種予防接種事業に要する経費を計上しています。

そのほか、安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくりの向上を図るため、「妊婦・乳幼児乗車表示ステッカー」の作成・配布に要する経費を新たに計上しています。

また、地球環境問題への対応や再生可能エネルギーの普及・促進を図るため、薪スト

ープ及び木質ペレットストーブの設置補助に要する経費をはじめ、小水力発電設備の設置経費を新たに計上したほか、住宅用太陽光発電システムの設置補助や環境マネジメントシステム推進事業、ノーマイカー促進事業、エコ行動推進事業に要する経費を計上しています。

また、ごみの減量化・再資源化を図るため、生ごみ処理器の購入補助や環のくらし地域活動促進事業に要する経費を計上したほか、生活環境の保全を図るため、環境保全調査事業費や不法投棄対策事業費、まち美化推進費、合併処理浄化槽設置整備事業費、水道事業会計負担金や奥山田地区簡易水道事業特別会計繰出金などに要する経費を計上しています。

清掃費では、不燃物収集事業、資源化物収集事業などに要する経費やごみ処理に要する城南衛生管理組合への負担金などを計上しています。

労働費では、雇用対策として、正規雇用を促進する助成制度や合同就職説明会の開催に要する経費を計上するとともに、厳しい経済情勢の影響により離職を余儀なくされた人を本町独自に臨時職員として雇用し、就業の機会を創出する緊急雇用創出事業に要する経費など、合わせて1,766万2,000円を計上しています。

農林水産業費では、農業費、林業費、水産業費の3項目で、1億440万6,000円を計上しています。

農業費では、優良農地の確保・保全を図り、農業振興施策を計画的かつ集中的に実施するため、「農業振興地域整備計画」の改定に要する経費を新たに計上したほか、農業委員会の運営に要する経費を計上しています。

また、本町の主要産業である茶業の振興を図るため、農林業振興事業補助金の対象に茶園造成を新たに追加するとともに、宇治茶の世界文化遺産登録に向けたPR事業に要する経費を新たに計上するほか、高品質な玉露・てん茶の生産に必要な被覆棚整備や荒廃茶園の改植に対する補助事業をはじめ、出品茶対策や宇治田原茶の魅力発信事業に要する経費や、耕作放棄地の拡大防止を図るため、急傾斜地にある田畑への直接支払交付金や町単費による転作助成に要する経費を計上するとともに、農業の担い手対策や野菜経営の安定化対策、戸別所得補償制度に要する経費などを計上しています。

また、洪水被害の未然防止を図るため、農業用ため池の安全診断に要する経費を新たに計上したほか、農地の生産性を高めるため、町単費土地改良事業補助金に要する経費や、過疎・高齢化に伴い低下する集落機能の維持・向上を図るため、中山間地域における集落共同活動の支援事業や都市地域との交流事業に要する経費などを計上しています。

林業費では、健全な森林環境の保全を図るため、間伐及び間伐材の搬出、森林作業道の整備など造林整備に対する各種補助金をはじめ、企業との協働によるモデルフォレスト事業や林道補修に要する経費を計上するとともに、林業の活性化を図るため、町内産材を学校備品に活用する取り組みや林業のつどいの開催に要する経費などを計上しています。

また、有害鳥獣対策として、電気防護柵設置補助をはじめ、狩猟免許取得への支援のほか、地域や猟友会と連携・協力して取り組む捕獲・駆除に要する経費などを計上しています。

商工費では、4,107万1,000円を計上しています。

商工振興対策として、厳しい経営環境のもとにある町内の商店・企業を支援するため、小規模事業者の経営改善や中小企業の販路開拓などの取り組みに対する助成経費を新たに計上するとともに、企業の負担を軽減し経営の安定化を図るため、信用保証料や融資利子に対する助成支援や経営指導を実施する商工会への助成に要する経費を計上しています。

また、町内の新規用地への企業立地を促進するため、企業誘致促進事業に要する経費をはじめ、観光活性化対策として、観光振興方策を検討するための経費を新たに計上するとともに、自然・歴史・文化など宇治田原の魅力を広く発信する経費などを計上しています。

土木費では、土木管理費、道路橋りよう費、河川費、住宅費、都市計画費の5項目で4億1,519万円を計上しています。

道路橋りよう費では、主要町道の計画的な整備を図り、住民生活の利便性・安全性・快適性を確保するため、郷之口湯屋谷線や町道8の14号線などの道路拡幅改良工事に要する経費のほか、集落内生活道路改良事業や橋梁長寿命化修繕事業に要する経費を計上しています。

また、交通安全対策として、夜間やカーブ地点の道路の安全性を高めるため、安全灯やカーブミラーの新設・補修に要する経費を計上したほか、朝夕の交通量が著しく増大している町道郷之口岩山線における交通安全対策に要する経費や、生活道路等緊急安全対策事業費、児童生徒の通学時における交通安全指導員の配置に要する経費などを計上しています。

河川費では、町管理河川の浚渫や維持補修に要する経費750万円を計上し、住宅費では、町営住宅の維持管理に要する経費及び空き住戸の解体・撤去に要する経費、合わ

せて217万9,000円を計上しています。

都市計画費では、木造住宅の耐震診断及び改修への助成に要する経費を計上するとともに、都市計画法に基づく基礎調査に要する経費を新たに計上するほか、新名神高速道路の建設促進対策や都市公園の維持管理に要する経費、公共下水道事業特別会計繰出金など、合わせて2億1,544万8,000円を計上しています。

消防費では、2億3,060万4,000円を計上しています。

消防事務の委託経費をはじめ、消防自動車や救急車などの消防設備や消防分署の維持管理に要する経費を計上するとともに、操法大会参加事業や出初式・年末警戒・総合訓練の開催など消防団活動に要する経費を計上するほか、消防団支援隊活動事業費や防火ポスターコンクール事業費などを計上しています。

また、自然災害時の救助活動に対応できるよう消防団に多機能型消防車両を配備するほか、消防資機材の整備・更新に要する経費などを計上しています。

教育費では、教育総務費、小学校費、中学校費、社会教育費、保健体育費の5項目で4億3,823万円を計上しています。

教育総務費では、中1ギャップの解消や学力向上を図るため、新たに学校教育指導主事を配置するなど小中連携一貫教育を推進する経費や英語指導助手を配置する経費をはじめ、児童生徒の読書活動の普及や国語力の向上を図るため、こども司書の育成を図る経費や学校図書室と町立図書館の蔵書データ共有化に要する経費を計上し、通学路等の安全確保を図るため、地域住民による見守りパトロール隊活動に対する支援や防犯ブザーの貸与などに要する経費や、高校就学を支援するため、高校生通学費補助金や奨学金に要する経費を計上するほか、幼稚園教育の振興に要する経費や旧奥山田小学校を活用した歴史・郷土資料の展示に要する経費などを計上しています。

小学校費では、児童の学力充実・向上を図るため、町独自に補助教員の配置や学力診断テストの実施に要する経費をはじめ、宇治田原に誇りと愛着心を持つ児童生徒の育成を図るため、町独自事業として実施する「お茶に関する学習事業」に要する経費を計上し、児童の読書活動の普及や国語力の向上を図るため、学校図書室の蔵書整備や図書館司書の配置に要する経費や、理科・算数教育の充実を図る教材備品の購入経費のほか、教育環境の維持・確保を図るため、電子黒板やパソコン等の情報ネットワーク機器をはじめとする学校施設の維持管理に要する経費や、校内安全巡視員の配置に要する経費、就学援助・奨励事業費、スクールバス運行費などを計上しています。

中学校費では、新たに学校図書室に図書館司書を配置する経費を計上するほか、小学

校と同様に、生徒の学力の充実・向上や読書活動の普及、国語力や理科・数学教育の向上など、教育環境の充実を図る経費や学校施設の維持管理に要する経費、また、中学校独自の経費としては、部活動の活性化を図るため各種大会出場への助成支援や、校内にふれあいサポーターを配置する経費、自転車通学者へのヘルメット購入補助に要する経費などを計上しています。

社会教育費では、昭和初期に創作された「宇治田原郷茶音頭」の保存・伝承に要する経費を新たに計上するとともに、生涯学習を推進するため、グリーンライフカレッジやことぶき大学に加え、お茶の歴史や町内の史跡・名所等から学ぶ文化・歴史講座の開催経費を新たに計上するほか、永谷宗圓茶俳句賞実施事業費や文化協会助成金、中央公民館の維持管理経費などを計上しています。

また、文化財等の保全・活用を図る取り組みとして、茶史編纂事業に要する経費を計上するとともに、古い街道筋の風情を残す「家康 伊賀越えの道」の景観保全や、町指定文化財である田原小学校校門の修繕などに要する経費を計上し、文化振興を図るため、文化・芸術公演開催費や総合文化センターの維持管理に要する経費などを計上しています。

また、町立図書館の取り組みとして、図書資料の充実を図るため、DVD等の視聴覚資料を購入する経費を新たに計上するとともに、住民の読書活動を推進するため、小学校図書室への図書資料の貸し出しや、母親を対象とした絵本の読み聞かせ指導に要する経費などを計上しています。

そのほか、地域の子育て機能や教育力を生かす取り組みとして、放課後子ども教室推進事業をはじめ、田原児童育成施設に「遊びの広場」の整備に要する経費を新たに計上するとともに、青少年健全育成指導員による巡回指導や、学社連携事業等に取り組むPTAや子ども会に対する助成支援に要する経費、成人式開催費やまるやま交流館の維持管理に要する経費などを計上しています。

保健体育費では、住民グラウンド内公園の芝生化などの整備に要する経費を新たに計上するとともに、住民体育館、住民プール、トレーニングセンター、住民グラウンド、テニスコートなど体育施設の運営管理に要する経費のほか、体育協会活動に対する助成支援をはじめ、スポーツ推進委員会が実施するニュースポーツフェスティバルやトライアルキッズ事業に要する経費などを計上しています。

また、子どもの食育を推進するため、お茶を使った献立による給食試食会の開催や保護者参観日での提供などに要する経費を新たに計上するほか、小中学校給食に要する経

費を計上しています。

災害復旧費では、平成22年10月に発生した奥山田里西農地・地すべり災害に係る復旧事業費を計上するとともに、万一の災害に備えた農林及び公共土木災害に係る復旧事業に要する経費など、合わせて5,165万4,000円を計上しています。

公債費では、平成23年度末長期債見込現在高は40億3,898万1,000円に対する元利償還金及び一時借入金利子として4億5,085万3,000円を計上しています。

次に、第2表債務負担行為につきましては、農業振興地域整備計画改定事業の平成25年度までの債務負担の限度額を定めるものです。

次に、第3表地方債につきましては、道路橋りょう改良舗装事業債、臨時財政対策債などにおいて、起債の限度額などを定めるものです。

続きまして、議案第2号、平成24年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算につきましては、予算総額は、歳入歳出それぞれ10億7,247万8,000円で、前年対比2.4%の増額となっています。

歳入では、国民健康保険税2億5,038万円、国庫支出金2億1,201万2,000円、療養給付費等交付金7,109万円、前期高齢者交付金2億6,874万1,000円、府支出金6,283万4,000円、共同事業交付金1億2,111万8,000円、繰入金8,485万7,000円などを計上しています。

歳出では、保険給付費7億1,878万8,000円、後期高齢者支援金1億2,775万3,000円、介護納付金5,318万2,000円、共同事業拠出金1億2,493万2,000円、保健事業費1,643万2,000円などを計上しています。

続きまして、議案第3号、平成24年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、予算総額は、歳入歳出それぞれ8,364万1,000円で、前年対比3.8%の増額となっています。

歳入では、後期高齢者医療保険料6,063万7,000円、繰入金2,177万8,000円などを計上しており、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金8,070万7,000円などを計上しています。

続きまして、議案第4号、平成24年度宇治田原町介護保険特別会計予算につきましては、予算総額は、歳入歳出それぞれ6億8,505万8,000円で、前年対比6.7%の増額となっています。

まず、保健事業勘定ですが、歳入では、保険料1億3,375万9,000円、国庫支出金1億4,806万5,000円、支払基金交付金1億9,099万7,000円、府支出金1億77万7,000円、繰入金1億877万1,000円などを計上しており、歳出では、保険給付費6億2,933万9,000円、地域支援事業費3,006万5,000円などを計上しています。

続きまして、介護サービス事業勘定ですが、歳入では、サービス収入として予防給付費収入240万円、歳出では、事業費として居宅介護支援事業費240万円などをそれぞれ計上しています。

続きまして、議案第5号、平成24年度宇治田原町奥山田地区簡易水道事業特別会計予算につきましては、予算総額は、歳入歳出それぞれ8,783万円で、簡易水道統合事業費などの計上により前年対比68.1%の増額となっています。

まず、第1表歳入歳出予算ですが、歳入では、分担金及び負担金1,511万6,000円、使用料及び手数料495万円、国庫支出金556万4,000円、府支出金7万1,000円、繰入金3,239万8,000円、町債2,970万円などを計上しています。

歳出では、維持管理費624万1,000円、事業費5,270万3,000円、公債費2,887万6,000円などを計上しています。

次に、第2表地方債については、簡易水道事業債の起債限度額などを定めるものです。

続きまして、議案第6号、平成24年度宇治田原町公共下水道事業特別会計予算につきましては、予算総額は、歳入歳出それぞれ5億3,642万4,000円、前年対比は11.0%の減額となっています。

まず、第1表歳入歳出予算ですが、歳入では、分担金及び負担金813万円、使用料及び手数料6,618万1,000円、国庫支出金7,788万円、府支出金21万7,000円、繰入金1億8,490万8,000円、諸収入3,650万7,000円、町債1億6,200万円などを計上しています。

歳出では、総務費1億270万円、公共下水道事業費2億3,257万5,000円、浄化槽整備推進事業費541万2,000円、公債費1億9,523万7,000円などを計上しています。

次に、第2表地方債については、公共下水道事業債などにおいて、起債限度額などを定めるものです。

続きまして、議案第7号、平成24年度宇治田原町水道事業会計予算につきましては、

支出予算総額は4億3,278万7,000円で、前年対比25.9%の増額となっています。

まず、収益的収入及び支出の予算額については、水道事業収益2億614万5,000円、水道事業費用1億8,786万円を計上しています。

水道事業収益では、営業収益の給水収益1億9,771万円、営業外収益の受取利息157万9,000円などを計上しており、水道事業費用では、営業費用の原水及び浄水費4,352万9,000円、減価償却費6,786万7,000円、営業外費用の支払利息及び企業債取扱諸費1,086万7,000円などを計上しています。

次に、資本収入及び支出の予算額については、資本的収入6,228万9,000円、資本的支出2億4,492万7,000円を計上しています。

資本的収入では、負担金5,740万円などを計上しており、資本的支出では、建設改良費の配水設備改良費5,510万円、銘城台地区への安心して安全な水道水の安定的な供給、また、城南衛生管理組合クリーン21長谷山へ供給する「西ノ山配水池系統（銘城台安定供給）事業」、立川浄水場系統の安定的な取水量を確保する「新水源（川東取水井）新設事業」等の拡張事業費として1億2,483万1,000円、企業債償還金2,734万5,000円などを計上しています。

なお、資本的収入額が、資本的支出額に対し不足する額1億8,263万8,000円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんすることとしています。

続きまして、議案第10号、宇治田原町税条例の一部を改正する条例を制定するにつつきましては、地方税法の一部改正等に伴い、改正法等にあわせて、所要の改正を行うものです。

主な改正内容は、個人住民税つきまして、退職手当の10%税額控除の特例の廃止、また、東日本大震災復興基本法第2条に定める基本理念に基づき平成23年度から平成27年度までの間において実施する施策のうち、緊急に本町が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、臨時の措置として平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人町民税の均等割を特例として500円加算するものです。町たばこ税につきましては、旧三級品以外で644円を、旧三級品の紙巻たばこで305円を府たばこ税から町たばこ税へ税源移譲するための改正をするものです。

続きまして、議案第11号、宇治田原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定するにつつきましては、平成24年度における国民健康保険税を算定するに当たり、介護納付金分の需要額の増大に伴い、不足が見込まれる自主財源を確保するため、介護

納付金区分に係る所得割、均等割の税率について、それぞれ引き上げを行うとともに、税率改定に伴って変更される軽減額の規定について、所要の改正を加えるものです。

続きまして、議案第16号、宇治田原町介護保険条例の一部を改正する条例を制定するにつきまして、介護保険事業計画の第4期計画期間が終了し、新たに平成24年度から平成26年度までの第5期計画を策定するに当たり、介護報酬の改定や平成26年度までのサービス給付費の見込額を勘案すれば、保険料の上昇は避けられない中で、介護給付費準備基金の取り崩しや保険料算定に係る階層の細分化などにより、保険料のより適正な負担を図るべく、本条例について所要の改正を行うものです。

以上、よろしく御審議を賜り、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（西谷信夫） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。ただいま議題となりました10議案につきましては、予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西谷信夫） 異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第7号及び議案第10号、議案第11号並びに議案第16号までの10議案は、予算特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

◎予算特別委員会の設置について

○議長（西谷信夫） 日程第35、予算特別委員会の設置についてを議題といたします。

予算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により、議員12名を指名いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西谷信夫） 異議なしと認めます。よって、議員12名を予算特別委員会委員に選任することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

直ちに予算特別委員会を開催いたしますので、委員会室に御参集よろしくお願いをいたします。

休 憩 午前11時41分

再 開 午前11時47分

○議長（西谷信夫） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま休憩中に予算特別委員会を開催し、委員長並びに副委員長の選任が行われましたので、その結果を発表いたします。

予算特別委員会委員長に森田木一君、副委員長に原田周一君と決定されましたので、御報告を申し上げます。

お諮りいたします。本日の日程は全部終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西谷信夫) 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて散会することに決しました。

次回は3月12日午前10時から会議を開きますので、御参集のほどよろしくお願いを申し上げます。

なお、本日説明にとどめました議案につきましては、それぞれの関係委員会において十分な審査、調査が行われますよう希望いたします。

本日は大変御苦勞さまでございました。

散 会 午前11時48分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 西 谷 信 夫

署 名 議 員 原 田 周 一

署 名 議 員 森 山 高 広